

議 事 日 程

第1回定例会  
R4.1.14 午前10時  
狛江市防災センター3階会議室

1 審議事項

- (1) 議案第1号  
狛江市立学校特別支援学級等設置規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第2号  
第四次狛江市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について

2 報告事項

－ 議会報告 －

- (1) 令和3年狛江市議会第4回定例会の結果について

－ 行政報告 －

な し

－ 事務報告 －

- (1) 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について
- (2) コミュニティ・スクール導入に関する広報掲載並びに市民説明会の実施について

議案第 1 号

狛江市立学校特別支援学級等設置規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 14 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

提案理由

自閉症・情緒障がい特別支援学級を新たに設置したことに伴い、休校中の自閉症・情緒障がい特別支援学級を廃止する。

## 対照表

改正後			改正前		
別表1（第3条関係）			別表1（第3条関係）		
設置校	名称	種別	設置校	名称	種別
(略)			(略)		
狛江第一中学校	1組	知的障がい	狛江第一中学校	1組	知的障がい
(略)				2組	自閉症・情緒障がい
(略)			(略)		

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 2 号

第四次狛江市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 1 月 14 日

提出者 狛江市教育委員会  
教育長 柏原 聖子

### 提案理由

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成 15 条例第 1 号）に基づき実施する第四次狛江市子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について、承認を求める。

# 第四次

# 狛江市子ども読書活動推進計画

【令和4年度～令和8年度】

素案

令和4年 月

狛江市教育委員会

■令和3年狛江市議会第4回定例会の結果について

(会期：令和3年11月26日～12月22日)

○議案（教育委員会関連）

議案	結果
議案第 43 号 令和3年度狛江市一般会計補正予算（第8号）	可決

○一般質問の質疑・答弁の概要（教育委員会関連）

質問者	質問	答弁（答弁者）
学校教育課		
宮坂 議員	○就学援助の認定について、第68次基準ではなく、第76次に見直しを行うとされた。どのような内容にしていくのか。	最新の生活保護基準を用いる方向で検討しているが、現受給者が不利益にならないように制度設計する。またコロナ禍による生活支援の必要性を踏まえ、範囲の拡大についても財政当局と調整しながら検討する。 (教育部長)
	○見直しに当たっては、これまで求めてきた第68次を基準としての1.2倍に拡大する方向で検討をお願いします。	最新の生活保護基準を用いる方向で検討し、係数については、制度全体の中で現受給者に不利益にならないようにしていく。またコロナ禍による生活支援の必要性を踏まえ、範囲の拡大についても財政当局と調整しながら検討する。 (教育部長)
教育支援課		
西村 議員	○東京都のガイドラインには指導期間は1年間、最大でも2年間となっているが、通級指導が必要であればこれまでと同様に特別支援教室で指導を行っていいのか。	指導回数の延長に制限を設けていないので、就学支援委員会において総合的に審議・決定し、適切に対応していく。 (教育部長)
高木 議員	○特別支援教室の拡充など、東京都へ要望を伝えていく必要があると考えるがいかがか。	特別支援教室での指導を効果的に進めていくためにも必要な事項は、東京都に適宜上げていく。 (教育部長)

指導室		
辻村 議員	○今後の狛江市の人権教育「北朝鮮当局による拉致問題等」推進についてどのようになされるのか。対応について伺う。	拉致問題については、風化させないことが大切であり、改めて教職員への啓発の必要性がある。アニメ「めぐみ」の視聴等、文部科学省及び東京都教育委員会の方針のもとに発達段階に即して人権問題を主体的に考え解決していこうとする意欲や態度を育むとともに高等教育につながる素地を培っていききたい。(教育長)
社会教育課		
三角 議員	○今後のスポーツ推進の将来像について、狛江市はどのように捉え、推進していくのか。	市民がスポーツ活動を通じて親睦とふれあいを深め、自己実現と生きがいづくりにつながるよう、「する」「みる」「支える」の3つの観点から、スポーツを総合的に推進していく。(教育部長)
小野寺 議員	○アンケート調査によると、20代・30代のスポーツ実施率が低い状況から、この年代にスポーツや運動を実施するように施策を推進することが課題であるが、今後の施策の方向性について伺う。	通勤や買い物などの日常的な活動を、なるべく徒歩で行ってもらうなど、日常生活の中にスポーツの要素を取り入れるきっかけづくりとなるような事業を展開したい。(教育部長)
	○65歳までの働き世代の市民に、どのようにスポーツを啓発していくか。プロスポーツと触れ合う機会や、試合観戦等も必要な取組と考えるが、今後どのように取り組んでいくか。	各ライフステージに応じ、無理なく継続的に取り組めるスポーツや運動を啓発していく。協定を結んでいる団体等の協力を得ながら、「みる」スポーツの機会創出を進めていく。(教育部長)
	○「社会参加&歩行」の造語で「ソーシャル・ウォーキングR」が認知症予防の効果があるとされているが、「ソーシャル・ウォーキングR」の推進について伺う。	「ソーシャル・ウォーキング」に限ったことではないが、ウォーキングは、スポーツ、健康づくり、社会参加等様々な効果があるため、保健部門や福祉部門と連携を取りながら、推進を図っていく。(教育部長)
	○「狛〇くらぶ」でノルディック・ウォーキングに取り組んでいる。こうした取組を若い世代へ裾野を広げることや、多くの市民が取り組めるよう推進して欲しい。	狛〇くらぶだけでなく、スポーツや運動の各種情報を伝えるため、広報掲載、ホームページの充実、Twitter等のSNSの活用など、幅広い世代へのわかりやすい情報提供、情報発信に努める。(教育部長)

公民館		
鈴木 議員	○利用ルールに反した政党の使用について、経過を調べて、使用団体に注意を促していただきたい。	申請者に申し伝える。 (教育部長)
	○(公民館の目的外利用について) 政党政治団体の意志をどこまで認めるか、わかりやすく整理する必要がある。広く一般市民向けには、政治的教養の向上につながるので、市政県政国政報告会や時局講演会等を例示して、利用可能とする。そうした点も、今後検討して欲しい。	答弁なし
平井 議員	○各部屋やロビーにフリーWi-Fiの利用の仕方を掲示してはどうか。	電波の届く場所に利用の仕方を提示する。 (教育部長)
高木 議員	○公民館と市民活動支援センターの機能の共存において、効率的に運用できる仕組みについてどのように考えているか。	生涯学習と市民活動の相互連携、相乗効果を期待している。利用される方々の意見を聞きながら、限られたスペースを両施設が共有し効率的に運用できる仕組みを検討していく。 (教育部長)
図書館		
吉野 議員	○絵本については、幅広い全世代を対象にした蔵書が望ましいと思うがいかがか。	今後も幅広い世代のニーズに応えられるよう、センスがある書籍収集・所蔵を心がけるよう努める。 (教育部長)
高木 議員	○現在5つある図書館のいずれかを機能特化して、子ども図書館を設けることはできないか。	各地域センター・西河原公民館図書室は狭小であり、現機能を維持しつつ、子ども図書館とするのは難しいと考えるが、図書館WSや新図書館整備基本構想検討委員会で、市民センターに残す図書館機能などについて、提案いただいた内容も含め検討していく。 (教育部長)



## 狛江市教育委員会事務局等職員の人事異動について

令和4年1月4日付発令

新	氏名	旧	備考
教育部図書館主任 (兼)福祉保健部福祉政策課	梅津 幸子	教育部図書館主任	

令和4年4月より

狛江市全小中学校の

# 「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」がはじまります

狛江市では、狛江市教育目標「確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし、郷土や国を愛する心をはぐくむ学校教育」の達成に向け、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を導入します。

コミュニティ・スクールは学校をとりまく地域や家庭すべての方々に学校へかかわっていただく仕組みです。学校が中核となり、地域や保護者の方々との連携・協働体制を組織的・継続的に確立する観点から、学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに特色ある学校づくりを進めてまいります。

## 〈学校運営協議会の在り方〉

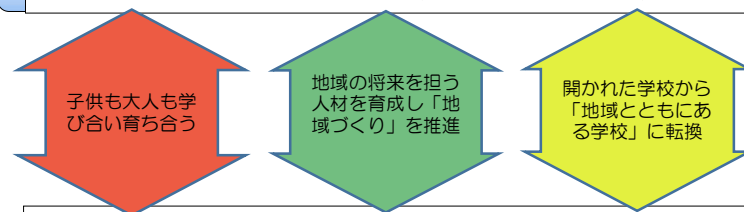
- ◆学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する。
- ◆学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく。
- ◆小中9年間をつなげる教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、中学校区を中心としたゾーンとして学校運営協議会を設置する。

- ・コミュニティ・スクールを導入することにより、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立された学校運営を目指します。
- ・ゾーンを単位とし、複数の小中学校に対して、一つの学校運営協議会を設置することにより、学校間の教育の円滑な接続、小中の密接かつ緩やかな連携を図ります。
- ・各ゾーンは、義務教育を終了した時の子供たちの姿や取り組むべきことを明確にするとともに、ゾーンの課題を設定し、特色ある教育を推進します。
- ・各ゾーンで特色化し推進する教育内容は、狛江市立小中学校全体が共有できるようにします。
- ・狛江市教育委員会は、学校運営への地域住民等の参画を促進するとともに、特色ある学校づくりを進め、新しい潮流にふさわしい教育を展開します。

## コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（第47条の5）により制度化され、その後、平成29年の法改正により、その設置が各教育委員会の努力義務化となったことから、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民等の学校運営への参画が進むなど、一定の定着が見られています。全国公立学校の33.3%が設置しており、東京都においては、三鷹市、世田谷区など半数以上の区市町村において導入されています。

## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）



地域学校協働活動<センター方式>  
地域と学校が、喫緊の課題の解決に向け連携・協働

## 中学校区（ゾーン）

